

持分譲り受けによる加入申込書

1. 口 数 _____ 口

2. 金 額 _____ 円

(ただし、1口につき5,000円)

私は、このたび _____ 殿から貴組合に対する持分の譲渡を受けるにあたり、貴組合の定款の規定を承諾し、次の事項を確約のうえ、上記の出資を引き受け加入の申込みを致します。

- 一. 定款別表に定めるいずれにも該当しないことを表明し、ならびに将来にわたっても該当しないことを確約します。
- 一. 自ら、または第三者を利用して定款第12条第1項に定めるいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。
- 一. これにより、定款の規定に基づき組合員資格を喪失する又は除名となることがあることを承諾します。なお、これにより私に損害が生じた場合でも、貴組合になんらの請求もせず、また、貴組合に損害が生じたときは、私はその責任を負うものとなります。

平成 年 月 日

広島県酪農業協同組合
代表理事組合長

殿

住 所 _____

氏 名 _____ □

(注意)

持分の譲渡を受けることができる者は、この組合の定款の定めにより組合員となることのできる者に限ります。

加入しようとする者が個人の場合は、本人確認書類(免許証等の身分証明書)を添付し、法人である場合は、法人の定款・加入の意志を証する議事録及び代表者の氏名及び住所を記載した書面の添付を必要とします。

(個人情報取扱について)

「加入申込書」により知り得た個人情報は、当組合の定める個人情報取扱規程に基づき、他の目的への使用は行いません。

定款抜粋事項

(定款別表)

- 1 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)
- 2 次の各号の何れかに該当する者
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(加 入)

- 第12条 この組合の組合員になろうとする者は、引き受けようとする出資口数を記載した加入申込書を組合に提出しなければならない。この場合においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 暴力団員等(別表第1項に規定する暴力団員等をいう。)及び別表第2項各号の1に該当しないことの表明並びに将来にわたっても該当しないことの確約
 - (2) 自ら又は第三者を利用して第18条第1項第3号から第8号までの1に該当する行為を行わないことの確約

(除 名)

- 第18条 組合員が、次の各号及び第2項のいずれかに該当するときは、総会の決議を経てこれを除名することができる。この場合には、総会の日から10日前までにその組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
- (1) 1年間この組合の事業を全く利用しないとき。
 - (2) 第22条及び第23条の規定による出資の払込み及び第24条の規定による賦課金の納入その他この組合に対する義務の履行を怠ったとき。
 - (3) この組合の事業を妨げる行為をしたとき(第三者を利用してしたときを含む。以下本項各号において同じ。)
 - (4) 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの組合の定款若しくは規約に違反し、その他故意又は重大な過失によりこの組合の信用を失わせるような行為をしたとき。
 - (5) 暴力的な要求行為をしたとき。
 - (6) 法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。
 - (7) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき。
 - (8) その他前各号に準ずる行為をしたとき。

組合員資格調書

平成 年 月 日

広島県酪農業協同組合 御中

(届出人の氏名)

| | |
|------|-----|
| フリガナ | |
| 氏 名 | (印) |

私は、貴組合の定款第11条に定める組合員資格要件について、以下のとおり申し出致します。

| | | |
|---|--|-----|
| 住所(〒) | 〒 — | |
| 生年月日 | 年 | 月 日 |
| 性 別 | 男・女(該当するものに○印) | |
| 電話番号 | () | — |
| FAX番号 | () | — |
| 1. 加入方法 (該当するものに○) | ア. 新規加入 イ. 持分譲渡による加入(譲渡者) ウ. 持分相続による加入(被相続人) | |
| 2. 引受、譲受、又は 相続出資金の額 | 口 | 円 |
| 3. 利用したい施設 及び理由 | | |
| 4. 組合員資格 | ア. 正組合員、イ. 准組合員 | |
| 5. 加入資格の概要 (定款第11条の組合 員資格に該当するもの にチェックして下さい) | ア. 正組合員に関する要件(次の何れかに該当します) <input type="checkbox"/> (1) この組合の地区内において常時乳用牛を1頭以上飼育する農民 <input type="checkbox"/> (2) 10アール以上の土地を耕作する農業を営む個人であってその住所又はその経営にかかる土地又は施設がこの組合の地区内にあるもの。 <input type="checkbox"/> (3) 1年のうち90日以上乳用牛の飼養管理に従事する農業を営む個人で、その住所又はその経営にかかる土地又は施設がこの組合の地区内にあるもの <input type="checkbox"/> (4) 酪農の経営を行う法人(常時使用する従業員の数が300人を超え、かつその資本又は出資の総額が3億円を超えるものを除く)であって、その事務所又はその経営にかかる土地がこの組合の地区内にあるもの。 | |

| | |
|--|---|
| | <p>イ. 准組合員に関する要件（次の何れかに該当します）</p> <p><input type="checkbox"/>（１）この組合の地区内に住所を有する個人で、この組合の施設を利用することが適当であると認められるもの</p> <p><input type="checkbox"/>（２）この組合の地区の全部又は一部を地区とする農業協同組合</p> <p><input type="checkbox"/>（３）この組合又はこの組合の地区内に住所を有する酪農を経営する個人が主たる構成員となり、又は出資者となっている法人であって、この組合の施設を利用することが適当であると認められるもの（前号及び前項第３号に掲げるものを除く。）</p> |
|--|---|

上記の個人情報の取扱いは、組合員管理に関する取扱いに使用致します。

■組合使用欄（確認日：平成 年 月 日（ ））

| | |
|---|-------|
| 上記内容を確認した本人確認書類 | 確認押印欄 |
| <input type="checkbox"/> 運転免許証、 <input type="checkbox"/> 健康保険証、 <input type="checkbox"/> 登記簿謄抄本、 <input type="checkbox"/> （住民票、戸籍） 記載事項証明書、 <input type="checkbox"/> その他 | |